

「行政手続コスト」削減のための基本計画

参考資料

ー 営業の許可・認可に係る手続 ー

1. 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律	1
① 愛がん動物用飼料の製造業者又は輸入業者の届出	
2. 獣医療法	3
① 診療施設の開設の届出	
② 診療施設の休止、廃止、変更の届出	
③ 往診診療者等への適用	
3. 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	4
① 医薬品等製造販売業の休廃止再開等の届出	
② 医薬品の製造業、外国製造業の休廃止再開等の届出	
③ 医療機器等製造販売業の休廃止再開等の届出	
④ 医療機器等の製造業、外国製造業の休廃止再開等の届出	
⑤ 医療機器修理業の許可の更新	
⑥ 医療機器の修理業の事業所の休廃止再開等の届出	
4. 肥料取締法	27
① 指定配合肥料の生産業者及び輸入業者の届出	
② 指定配合肥料の生産業者又は輸入業者の届出事項変更の届出	
③ 指定配合肥料の生産事業又は輸入事業の廃止の届出	
5. 農産物検査法	31
① 登録検査機関の登録事項の変更の届出	
② 登録検査機関の登録の更新	
6. 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律	38
① 米穀の出荷又は販売の事業の届出	
7. 農業協同組合法	40
① 信用事業規程の変更又は廃止の承認	

8. 漁業法	41
① 漁業の免許	
② 都道府県知事の漁業の許可	
9. 特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令	47
① 届出漁業の届出	
10. 排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律	52
① 外国人の漁業等の許可	
11. 内水面漁業の振興に関する法律	54
① 指定養殖業の許可	

事項名：愛がん動物用飼料の製造業者又は輸入業者の届出

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律
(平成二十年法律第八十三号)

(製造業者等の届出)

第九条 第五条第一項の規定により基準又は規格が定められた愛がん動物用飼料の製造業者又は輸入業者(農林水産省令・環境省令で定める者を除く。)は、農林水産省令・環境省令で定めるところにより、その事業の開始前に、次に掲げる事項を農林水産大臣及び環境大臣に届け出なければならない。

- 一 氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 二 製造業者にあっては、当該愛がん動物用飼料を製造する事業場の名称及び所在地
- 三 販売業務を行う事業場及び当該愛がん動物用飼料を保管する施設の所在地
- 四 その他農林水産省令・環境省令で定める事項

2～5 (略)

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律施行規則
(平成二十一年農林水産省令・環境省令第二号)

(製造業者等の届出)

第二条 法第九条第一項から第三項まで及び第五項の規定による届出は、様式第一による届出書を農林水産大臣及び環境大臣に提出してしなければならない。

(届出義務の適用除外)

第三条 法第九条第一項の農林水産省令・環境省令で定める者は、販売(法第六条第一号に規定する販売をいう。)を目的としない製造を業とする製造業者又は輸入を業とする輸入業者とする。

(製造業者等の届出事項)

第四条 法第九条第一項第四号の農林水産省令・環境省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 製造又は輸入に係る愛がん動物用飼料が使用される愛がん動物の種類
- 二 当該愛がん動物用飼料の製造又は輸入の開始年月日
- 三 輸出用として製造又は輸入する愛がん動物用飼料については、その旨

様式第1（第2条関係）イ

愛がん動物用飼料〔製造・輸入〕業者届

年 月 日

農林水産大臣 殿

環境大臣 殿

住所

氏名



下記のとおり愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律第9条第1項（第2項）の規定により届け出ます。

記

- 1 氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 2 製造業者にあつては、愛がん動物用飼料を製造する事業場の名称及び所在地
- 3 販売業務を行う事業場及び愛がん動物用飼料を保管する施設の所在地
- 4 製造又は輸入に係る愛がん動物用飼料が使用される愛がん動物の種類
- 5 愛がん動物用飼料の製造又は輸入の開始年月日
- 6 輸出用として製造又は輸入する愛がん動物用飼料については、その旨

事項名：診療施設の開設、休止、廃止、変更の届出
往診診療者等への適用

獣医療法（平成四年五月二十日法律第四十六号）

（診療施設の開設の届出）

第三条 診療施設を開設した者（以下「開設者」という。）は、その開設の日から十日以内に、当該診療施設の所在地を管轄する都道府県知事に農林水産省令で定める事項を届け出なければならない。当該診療施設を休止し、若しくは廃止し、又は届け出た事項を変更したときも、同様とする。

（往診診療者等への適用等）

第七条 往診のみによって飼育動物の診療の業務を自ら行う獣医師及び往診のみによって獣医師に飼育動物の診療の業務を行わせる者（以下「往診診療者等」という。）については、その住所を診療施設とみなして、第三条の規定を適用する。

2・3 （略）

事項名：医薬品等製造販売業の休廃止再開等の届出

医薬品の製造業、外国製造業の休廃止再開等の届出

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
(昭和三十五年法律第百四十五号)

(休廃止等の届出)

第十九条 医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造販売業者は、その事業を廃止し、休止し、若しくは休止した事業を再開したとき、又は医薬品等総括製造販売責任者その他厚生労働省令で定める事項を変更したときは、三十日以内に、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。

2 医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業者又は医薬品等外国製造業者は、その製造所を廃止し、休止し、若しくは休止した製造所を再開したとき、又は医薬品製造管理者、医薬部外品等責任技術者その他厚生労働省令で定める事項を変更したときは、三十日以内に、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。

動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）

(事業の休廃止等の届出)

第七十九条 法第十九条第一項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 製造販売業者の氏名若しくは名称又は住所
 - 二 主たる機能を有する事務所の名称又は所在地
 - 三 製造販売業の許可の種類に係る事業を廃止し、休止し、又は休止した事業を再開した場合にあっては、当該許可の種類
 - 四 医薬品等総括製造販売責任者の氏名又は住所
 - 五 製造販売業者が法人であるときは、その業務を行う役員
- 2 法第十九条第一項の規定による届出は、事業の廃止若しくは休止又は休止した事業の再開の場合にあっては別記様式第二十三号による届出書を、その他の場合にあっては別記様式第二十四号による届出書を農林水産大臣に提出してしなければならない。
- 3 医薬品又は医薬部外品の製造販売業者は、前項の規定により提出する届出書には、次の各号に掲げる変更の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。
- 一 医薬品等総括製造販売責任者の変更 変更後の医薬品等総括製造販売責任者の資格を証する書類の写し及び製造販売業者とこの者との関係を証する書類
 - 二 第一項第一号に規定する製造販売業者の氏名又は名称の変更 当該製造販売業者の戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書（製造販売業者が法人であるときは、登記事項証明書）
 - 三 第一項第四号に規定する医薬品等総括製造販売責任者の氏名の変更 当該医薬品等総括製造販売責任者の戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書
 - 四 第一項第五号に掲げる事項の変更 登記事項証明書及び第四条第一項第二号に掲げる書類
- 4 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる書類のうち、届出者が法の規定による許可等の申請又は届出の際に農林水産大臣に提出したものについては、当該届出

書にその旨を付記したときは、添付することを要しない。

(製造所の休廃止等の届出)

第八十条 法第十九条第二項 の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 製造業者又は認定医薬品等外国製造業者の氏名若しくは名称又は住所
 - 二 製造所の名称
 - 三 製造業の許可の区分又は認定医薬品等外国製造業者の認定の区分に係る製造を廃止し、若しくは休止し、又は休止した製造を再開した場合にあっては、当該許可の区分又は認定の区分
 - 四 製造品目
 - 五 製造所の医薬品製造管理者、医薬部外品等責任技術者若しくは生物由来製品の製造を管理する者又は製造所の責任者の氏名又は住所
 - 六 製造所の構造設備の主要部分
 - 七 製造業者又は認定医薬品等外国製造業者が法人であるときは、その業務を行う役員
- 2 法第十九条第二項 の規定による届出は、製造所の廃止若しくは休止又は休止した製造所の再開の場合にあっては別記様式第二十五号による届出書を、その他の場合にあっては別記様式第二十六号による届出書を農林水産大臣に提出してしなければならない。
- 3 医薬品若しくは医薬部外品の製造業者又は認定医薬品等外国製造業者は、前項の規定により提出する届出書には、次の各号に掲げる変更の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。
- 一 製造所の医薬品製造管理者、医薬部外品等責任技術者若しくは生物由来製品の製造を管理する者又は製造所の責任者の変更（変更後の生物由来製品の製造を管理する者について法第六十八条の十六第一項 の規定による承認を受けた場合を除く。）変更後の医薬品製造管理者、医薬部外品等責任技術者若しくは生物由来製品の製造を管理する者の資格を証する書類の写し及び製造業者とこれらの者との関係を証する書類又は変更後の製造所の責任者の履歴を記載した書類
 - 二 第一項第一号に規定する製造業者の氏名又は名称の変更 当該製造業者の戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書（製造業者が法人であるときは、登記事項証明書）
 - 三 第一項第五号に規定する医薬品製造管理者、医薬部外品等責任技術者又は生物由来製品の製造を管理する者の氏名の変更 当該医薬品製造管理者、医薬部外品等責任技術者又は生物由来製品の製造を管理する者の戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書
 - 四 第一項第六号に掲げる事項の変更 変更箇所を説明する図面
 - 五 第一項第七号に掲げる事項の変更 登記事項証明書（製造業者に限る。）及び第十一条第一項第二号又は第二十条第一項第一号に掲げる書類
- 4 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる書類のうち、届出者が法の規定による許可等の申請又は届出の際に農林水産大臣に提出したものについては、当該届出書にその旨を付記したときは、添付することを要しない。

※ 下線部は法第八十三条第一項の規定に基づき、「厚生労働大臣」を「農林水産大臣」に、「厚生労働省令」を「農林水産省令」とそれぞれ読み替える。

様式第二十三号（第七十九条、第九十一条の六十八、第九十一条の百四十三関係）

（一）医薬品（体外診断用医薬品を除く。）又は医薬部外品の場合

動物用医薬品（医薬部外品）製造販売業廃止（休止・再開）届出書

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所

氏名

印

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第19条第1項の規定により動物用医薬品（医薬部外品）製造販売業の廃止（休止・再開）を下記のとおり届け出ます。

記

- 1 事業を廃止（休止・再開）した主たる機能を有する事務所の名称及び所在地
- 2 事業の廃止、休止又は再開の区分、年月日及びその理由
- 3 参考事項

（日本工業規格A4）

備考

届出書は、正副2通を提出すること。

様式第二十四号（第七十九条、第九十一条の六十八、第九十一条の百四十三関係）

（一）医薬品（体外診断用医薬品を除く。）又は医薬部外品の場合

動物用医薬品（医薬部外品）製造販売業許可関係事項変更届出書

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所

氏名

印

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第19条第1項の規定により動物用医薬品（医薬部外品）製造販売業許可関係事項の変更を下記のとおり届け出ます。

記

許可年月日及び許可番号

- 1 主たる機能を有する事務所の名称及び所在地
- 2 許可の種類
- 3 変更した事項
- 4 変更年月日
- 5 変更理由
- 6 参考事項

（日本工業規格A4）

備考

- 1 記の2には、該当する法第12条第1項に規定する許可の種類を記載すること。
- 2 記の3には、変更のあった部分を新旧対照にして記載すること。
- 3 届出書は、正副2通を提出すること。

様式第二十五号（第八十条、第九十一条の六十九、第九十一条の百四十四関係）

（一）医薬品（体外診断用医薬品を除く。）又は医薬部外品の場合

動物用医薬品（医薬部外品）製造所廃止（休止・再開）届出書

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所

氏名

印

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第19条第2項の規定により動物用医薬品（医薬部外品）製造所の廃止（休止・再開）を下記のとおり届け出ます。

記

- 1 業務を廃止（休止・再開）した製造所の名称及び所在地
- 2 業務の廃止、休止又は再開の区分、年月日及びその理由
- 3 参考事項

（日本工業規格A4）

備考

届出書は、正副2通を提出すること。

様式第二十六号（第八十条、第九十一条の六十九、第九十一条の百四十四関係）

（一）医薬品（体外診断用医薬品を除く。）又は医薬部外品の製造業者の場合

動物用医薬品（医薬部外品）製造業許可関係事項変更届出書

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所

氏名

印

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第19条第2項の規定により動物用医薬品（医薬部外品）製造業許可関係事項の変更を下記のとおり届け出ます。

記

許可年月日及び許可番号

- 1 製造所の名称及び所在地
- 2 許可の区分
- 3 変更した事項
- 4 変更年月日
- 5 変更理由
- 6 参考事項

（日本工業規格A4）

備 考

- 1 記の2には、第12条第1項各号又は第2項各号のいずれに該当するかを記載すること。
- 2 記の3には、変更のあった部分を新旧対照にして記載すること。
- 3 届出書は、正副2通を提出すること。

様式第二十六号（第八十条、第九十一条の六十九、第九十一条の百四十四関係）

（二）医薬品（体外診断用医薬品を除く。）又は医薬部外品の認定医薬品等外国製造業者の場合

動物用医薬品（医薬部外品）医薬品等外国製造業者認定関係事項変更届出書

Notification for change of the accreditation matters of foreign animal drug(quasi-drug) manufacturer

年 月 日

Year Month Day

農林水産大臣 殿

To Minister of Agriculture, Forestry and Fisheries

住所

Address

氏名



Name

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

（Name and name of its representative
in case of a corporation）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第19条第2項の規定により動物用医薬品（医薬部外品）医薬品等外国製造業者認定関係事項の変更を下記のとおり届け出ます。

I hereby notify for the change to the matters of the accreditation of foreign animal drug(quasi-drug) manufacturer pursuant to Article 19 Paragraph 2 of the Act on Securing Quality, Efficacy and Safety of Pharmaceuticals, Medical Devices, Regenerative and Cellular Therapy Products, Gene Therapy Products, and Cosmetics indicated following.

記

認定年月日及び認定番号 Date and number of the accreditation

1 製造所の名称及び所在地 Location of the manufacturing establishment

2 認定の区分 Accreditation categories

3 変更した事項 Changed matters

4 変更年月日 Date of the change

5 変更理由 Reason of the change

6 参考事項 Reference matters

(日本工業規格 A 4)

(Japanese Industrial Standards Size A4)

備 考

Remarks

- 1 記の 2 には、第21条第 1 項各号又は第 2 項各号のいずれに該当するかを記載すること。

In the section 2, write the relevant section number of Paragraph 1 or 2 of Article 21.

- 2 記の 3 には、変更のあった部分を新旧対照にして記載すること。

In the section 3, write the changed matters indicating comparison of the current and the proposed.

- 3 届出書は、正副 2 通を提出すること。

Notification should submit one original and one copy of it.

事項名：医療機器等製造販売業の休廃止再開等の届出
医療機器等の製造業、外国製造業の休廃止再開等の届出

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
(昭和三十五年法律第百四十五号)

(休廃止等の届出)

第二十三条の二の十六 医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業者は、その事業を廃止し、休止し、若しくは休止した事業を再開したとき、又は医療機器等総括製造販売責任者その他厚生労働省令で定める事項を変更したときは、三十日以内に、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。

2 医療機器又は体外診断用医薬品の製造業者又は医療機器等外国製造業者は、その製造所を廃止し、休止し、若しくは休止した製造所を再開したとき、又は医療機器責任技術者、体外診断用医薬品製造管理者その他厚生労働省令で定める事項を変更したときは、三十日以内に、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。

動物用医薬品等取締規則

(平成十六年農林水産省令第百七号)

(事業の休廃止等の届出)

第九十一条の六十八 法第二十三条の二の十六第一項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 製造販売業者の氏名若しくは名称又は住所
- 二 主たる機能を有する事務所の名称又は所在地
- 三 製造販売業の許可の種類に係る事業を廃止し、休止し、又は休止した事業を再開した場合にあっては、当該許可の種類
- 四 医療機器等総括製造販売責任者の氏名又は住所
- 五 製造販売業者が法人であるときは、その業務を行う役員

2 法第二十三条の二の十六第一項の規定による届出は、事業の廃止若しくは休止又は休止した事業の再開の場合にあっては別記様式第二十三号による届出書を、その他の場合にあっては別記様式第二十四号による届出書を農林水産大臣に提出してしなければならない。

3 医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業者は、前項の規定により提出する届出書には、次の各号に掲げる変更の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

- 一 医療機器等総括製造販売責任者の変更 変更後の医療機器等総括製造販売責任者の資格を証する書類の写し及び製造販売業者とこの者との関係を証する書類
- 二 第一項第一号に規定する製造販売業者の氏名又は名称の変更 当該製造販売業者の戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書（製造販売業者が法人であるときは、登記事項証明書）
- 三 第一項第四号に規定する医療機器等総括製造販売責任者の氏名の変更 当該医療機器等総括製造販売責任者の戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書
- 四 第一項第五号に掲げる事項の変更 登記事項証明書及び第九十一条の二第一項第二号に掲げる書類

4 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる書類のうち、届出者が法の規定による許

可等の申請又は届出の際に農林水産大臣に提出したものについては、当該届出書にその旨を付記したときは、添付することを要しない。

(製造所の休廃止等の届出)

第九十一条の六十九 法第二十三条の二の十六第二項 の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 製造業者又は登録外国製造業者の氏名若しくは名称又は住所
 - 二 製造所の名称
 - 三 製造所の医療機器責任技術者、体外診断用医薬品製造管理者若しくは生物由来製品の製造を管理する者又は製造所の責任者の氏名又は住所
 - 四 製造業者又は登録外国製造業者が法人であるときは、その業務を行う役員
- 2 法第二十三条の二の十六第二項 の規定による届出は、製造所の廃止若しくは休止又は休止した製造所の再開の場合にあっては別記様式第二十五号による届出書を、その他の場合にあっては別記様式第二十六号による届出書を農林水産大臣に提出してしなければならない。
- 3 医療機器若しくは体外診断用医薬品の製造業者又は登録外国製造業者は、前項の規定により提出する届出書には、次の各号に掲げる変更の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。
- 一 製造所の医療機器責任技術者、体外診断用医薬品製造管理者若しくは生物由来製品の製造を管理する者又は製造所の責任者の変更（変更後の生物由来製品の製造を管理する者について法第六十八条の十六第一項の規定による承認を受けた場合を除く。）
変更後の医療機器責任技術者、体外診断用医薬品製造管理者若しくは生物由来製品の製造を管理する者の資格を証する書類の写し及び製造業者とこれらの者との関係を証する書類又は変更後の製造所の責任者の履歴を記載した書類
 - 二 第一項第一号に規定する製造業者の氏名又は名称の変更 当該製造業者の戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書（製造業者が法人であるときは、登記事項証明書）
 - 三 第一項第三号に規定する医療機器責任技術者、体外診断用医薬品製造管理者又は生物由来製品の製造を管理する者の氏名の変更 当該医療機器責任技術者、体外診断用医薬品製造管理者又は生物由来製品の製造を管理する者の戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書
 - 四 第一項第四号に掲げる事項の変更 登記事項証明書（製造業者に限る。）及び第九十一条の十第一項第二号又は第九十一条の十七第一項第一号に掲げる書類
- 4 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる書類のうち、届出者が法の規定による許可等の申請又は届出の際に農林水産大臣に提出したものについては、当該届出書にその旨を付記したときは、添付することを要しない。

※ 下線部は法第八十三条第一項の規定に基づき、「厚生労働大臣」を「農林水産大臣」に、「厚生労働省令」を「農林水産省令」とそれぞれ読み替える。

様式第二十三号（第七十九条、第九十一条の六十八、第九十一条の百四十三関係）

（二）医療機器又は体外診断用医薬品の場合

動物用医療機器（体外診断用医薬品）製造販売業廃止（休止・再開）届出書

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所

氏名

印

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の2の16第1項の規定により動物用医療機器（体外診断用医薬品）製造販売業の廃止（休止・再開）を下記のとおり届け出ます。

記

- 1 事業を廃止（休止・再開）した主たる機能を有する事務所の名称及び所在地
- 2 事業の廃止、休止又は再開の区分、年月日及びその理由
- 3 参考事項

（日本工業規格A4）

備考

届出書は、正副2通を提出すること。

様式第二十四号（第七十九条、第九十一条の六十八、第九十一条の百四十三関係）

（二）医療機器又は体外診断用医薬品の場合

動物用医療機器（体外診断用医薬品）製造販売業許可関係事項変更届出書	
年 月 日	
農林水産大臣	殿
住所	
氏名	
印	
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の2の16第1項の規定により動物用医療機器（体外診断用医薬品）製造販売業許可関係事項の変更を下記のとおり届け出ます。</p>	
記	
許可年月日及び許可番号	
1	主たる機能を有する事務所の名称及び所在地
2	許可の種類
3	変更した事項
4	変更年月日
5	変更理由
6	参考事項

（日本工業規格A4）

備 考

- 1 記の2には、該当する法第23条の2第1項に規定する許可の種類を記載すること。
- 2 記の3には、変更のあった部分を新旧対照にして記載すること。
- 3 届出書は、正副2通を提出すること。

様式第二十五号（第八十条、第九十一条の六十九、第九十一条の百四十四関係）

（二）医療機器又は体外診断用医薬品の場合

動物用医療機器（体外診断用医薬品）製造所廃止（休止・再開）届出書

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所

氏名

印

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の2の16第2項の規定により動物用医療機器（体外診断用医薬品）製造所の廃止（休止・再開）を下記のとおり届け出ます。

記

- 1 業務を廃止（休止・再開）した製造所の名称及び所在地
- 2 業務の廃止、休止又は再開の区分、年月日及びその理由
- 3 参考事項

（日本工業規格A4）

備考

届出書は、正副2通を提出すること。

様式第二十六号（第八十条、第九十一条の六十九、第九十一条の百四十四関係）

（三）医療機器又は体外診断用医薬品の製造業者の場合

動物用医療機器（体外診断用医薬品）製造業登録関係事項変更届出書	
年 月 日	
農林水産大臣	殿
住所	
氏名	
印	
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
医療品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の2の16第2項の規定により動物用医療機器（体外診断用医薬品）製造業登録関係事項の変更を下記のとおり届け出ます。	
記	
登録年月日及び登録番号	
1	製造所の名称及び所在地
2	変更した事項
3	変更年月日
4	変更理由
5	参考事項

（日本工業規格A4）

備考

- 1 記の2には、変更のあった部分を新旧対照にして記載すること。
- 2 届出書は、正副2通を提出すること。

様式第二十六号（第八十条、第九十一条の六十九、第九十一条の百四十四関係）

（四）医療機器又は体外診断用医薬品の登録外国製造業者の場合

動物用医療機器（体外診断用医薬品）医療機器等外国製造業者登録関係事項変更届出書

Notification for change of the registration matters foreign animal medical device(in vitro diagnostic) manufacturer

年 月 日
Year Month Day

農林水産大臣 殿

To Minister of Agriculture, Forestry and Fisheries

住所
Address

氏名 印

Name
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
(Name and name of its representative
in case of a corporation)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の2の16第2項の規定により動物用医療機器（体外診断用医薬品）医療機器等外国製造業者登録関係事項の変更を下記のとおり届け出ます。

I hereby notify for the change to the matters of the registration of foreign animal medical device(in vitro diagnostic) manufacturer pursuant to Article 23-2-16 Paragraph 2 of the Act on Securing Quality, Efficacy and Safety of Pharmaceuticals, Medical Devices, Regenerative and Cellular Therapy Products, Gene Therapy Products, and Cosmetics indicated following.

記

登録年月日及び登録番号 Date and number of the registration

- 1 製造所の名称及び所在地 Location of the manufacturing establishment
- 2 変更した事項 Changed matters
- 3 変更年月日 Date of the change
- 4 変更理由 Reason of the change
- 5 参考事項 Reference matters

備 考

Remarks

- 1 記の 2 には、変更のあった部分を新旧対照にして記載すること。

In the section 2, write the changed matters indicating comparison of the current and the proposed.

- 2 届出書は、正副 2 通を提出すること。

Notification should submit one original and one copy of it.

事項名：医療機器修理業の許可の更新

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (昭和三十五年法律第百四十五号)

(医療機器の修理業の許可)

第四十条の二 医療機器の修理業の許可を受けた者でなければ、業として、医療機器の修理をしてはならない。

- 2 前項の許可は、修理する物及びその修理の方法に応じ厚生労働省令で定める区分(以下「修理区分」という。)に従い、厚生労働大臣が修理をしようとする事業所ごとに与える。
- 3 第一項の許可は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。
- 4 次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の許可を与えないことができる。
 - 一 その事業所の構造設備が、厚生労働省令で定める基準に適合しないとき。
 - 二 申請者が、第五条第三号イからホまでへまでのいずれかに該当するとき。
- 5・6 (略)

動物用医薬品等取締規則

(平成十六年農林水産省令第百七号)

(医療機器の修理区分)

第三百三十六条 法第四十条の二第二項の農林水産省令で定める区分(以下「修理区分」という。)は、特定保守管理医療機器及び特定保守管理医療機器以外の医療機器について、それぞれ次のとおりとする。

- 一 特定保守管理医療機器を修理するもの
- 二 前号に掲げる医療機器以外の医療機器を修理するもの

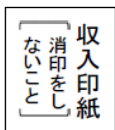
(修理業の許可の更新の申請)

第三百三十七条 法第四十条の二第三項の規定による許可の更新の申請は、別記様式第六十四号による申請書を農林水産大臣に提出してしなければならない。

※ 下線部は法第八十三条第一項の規定に基づき、「厚生労働大臣」を「農林水産大臣」に、「厚生労働省令」を「農林水産省令」とそれぞれ読み替える。

動物用医療機器修理業許可更新申請書

年 月 日



農林水産大臣 殿

住所

氏名



（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条の2第3項の規定により動物用医療機器修理業の許可の更新を受けたいので、下記により申請します。

記

許可年月日及び許可番号

- 1 事業所の名称及び所在地
- 2 修理区分
- 3 申請者（申請者が法人であるときは、その業務を行う役員を含む。）が法第40条の2第4項第2号に該当することの有無
- 4 参考事項

（日本工業規格A4）

備考

- 1 記の2には、第136条各号のいずれに該当するかを記載すること。
- 2 記の3については、該当しない場合は「該当しない」と記載し、該当する場合には、該当する事案の概要を記載すること。
- 3 申請書は、正副2通を提出すること。

別表第4

動物用医薬品製造所等構造設備規則点検表
(医療機器修理業の事務所の構造設備について)

製造所所在地		電話番号
製造所名称		
製造業許可期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
製造業許可証番号	第 号	
製造業許可区分		
点検年月日		点検者氏名

事業所	構成部品等及び修理を行った医療機器を衛生的活安全に保管するために必要な設備を有しているか。				適・不適	
	修理を行う医療機器の種類に応じ、構成部品等及び修理を行った医療機器の試験検査に必要な設備及び器具を備えているか(若しくは、当該修理業者の他の試験検査設備又は構造設備基準に適合する他の試験検査機関を利用して自己の責任において当該試験検査を行っているか。)				適・不適	
	修理を行うために必要な設備及び器具を備えているか。				適・不適	
	備考:					
修理作業を行う場所	作業を行うために支障のない面積を有し、常に居住する場所と明確に区別され、かつ、清潔であるか。				適・不適	
	採光	適・不適	換気	適・不適	防じん	適・不適
	防湿設備	適・不適	防虫設備	適・不適		
	廃水及び廃棄物の処理に要する設備を備えているか。				適・不適	
	備考:					

事項名：医療機器の修理業の事業所の休廃止再開等の届出

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
(昭和三十五年法律第百四十五号)

(休廃止等の届出)

第二十三条の二の十六

- 2 医療機器又は体外診断用医薬品の製造業者又は医療機器等外国製造業者は、その製造所を廃止し、休止し、若しくは休止した製造所を再開したとき、又は医療機器責任技術者、体外診断用医薬品製造管理者その他厚生労働省令で定める事項を変更したときは、三十日以内に、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。

(準用)

第四十条の三 医療機器の修理業については、第二十三条の二の十四第三項及び第四項、第二十三条の二の十五第二項、第二十三条の二の十六第二項並びに第二十三条の二の二十二の規定を準用する。この場合において、第二十三条の二の十四第四項中「医療機器責任技術者」とあり、第二十三条の二の十五第二項中「医療機器責任技術者又は体外診断用医薬品製造管理者」とあり、及び第二十三条の二の十六第二項中「医療機器責任技術者、体外診断用医薬品製造管理者」とあるのは、「医療機器修理責任技術者」と読み替えるものとする。

動物用医薬品等取締規則

(平成十六年農林水産省令第百七号)

(製造所の休廃止等の届出)

第九十一条の六十九 法第二十三条の二の十六第二項 の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 製造業者又は登録外国製造業者の氏名若しくは名称又は住所
 - 二 製造所の名称
 - 三 製造所の医療機器責任技術者、体外診断用医薬品製造管理者若しくは生物由来製品の製造を管理する者又は製造所の責任者の氏名又は住所
 - 四 製造業者又は登録外国製造業者が法人であるときは、その業務を行う役員
- 2 法第二十三条の二の十六第二項 の規定による届出は、製造所の廃止若しくは休止又は休止した製造所の再開の場合にあっては別記様式第二十五号による届出書を、その他の場合にあっては別記様式第二十六号による届出書を農林水産大臣に提出してしなければならない。
 - 3 医療機器若しくは体外診断用医薬品の製造業者又は登録外国製造業者は、前項の規定により提出する届出書には、次の各号に掲げる変更の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。
 - 一 製造所の医療機器責任技術者、体外診断用医薬品製造管理者若しくは生物由来製品の製造を管理する者又は製造所の責任者の変更（変更後の生物由来製品の製造を管理する者について法第六十八条の十六第一項 の規定による承認を受けた場合を除く。） 変更後の医療機器責任技術者、体外診断用医薬品製造管理者若しくは生物由来製品の製造を管理する者の資格を証する書類の写し及び製造業者とこれらの者との関係を証する書類又は変更後の製造所の責任者の履歴を記載した書類
 - 二 第一項第一号に規定する製造業者の氏名又は名称の変更 当該製造業者の戸籍謄本、

- 戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書（製造業者が法人であるときは、登記事項証明書）
- 三 第一項第三号に規定する医療機器責任技術者、体外診断用医薬品製造管理者又は生物由来製品の製造を管理する者の氏名の変更 当該医療機器責任技術者、体外診断用医薬品製造管理者又は生物由来製品の製造を管理する者の戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書
- 四 第一項第四号に掲げる事項の変更 登記事項証明書（製造業者に限る。）及び第九十一条の十第一項第二号又は第九十一条の十七第一項第一号に掲げる書類
- 4 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる書類のうち、届出者が法の規定による許可等の申請又は届出の際に農林水産大臣に提出したものについては、当該届出書にその旨を付記したときは、添付することを要しない。

※ 下線部は法第八十三条第一項の規定に基づき、「厚生労働大臣」を「農林水産大臣」に、「厚生労働省令」を「農林水産省令」とそれぞれ読み替える。

動物用医療機器修理業事業所廃止（休止・再開）届出書

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所

氏名

印

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条の3において準用する同法第23条の2の16第2項の規定により動物用医療機器修理業事業所の廃止（休止・再開）を下記のとおり届け出ます。

記

- 1 業務を廃止（休止・再開）した営業所の名称及び所在地
- 2 業務の廃止、休止又は再開の区分、年月日及びその理由
- 3 参考事項

（日本工業規格A4）

備考

届出書は、正副2通を提出すること。

動物用医療機器修理業許可関係事項変更届出書

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所

氏名



（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条の3において準用する同法第23条の2の16第2項の規定により動物用医療機器修理業許可関係事項の変更を下記のとおり届け出ます。

記

許可年月日及び許可番号

- 1 事業所の名称及び所在地
- 2 修理区分
- 3 変更した事項
- 4 変更年月日
- 5 変更理由
- 6 参考事項

（日本工業規格A4）

備考

- 1 記の2には、第136条各号のいずれに該当するかを記載すること。
- 2 届出書は、正副2通を提出すること。

事項名：指定配合肥料の生産業者及び輸入業者の届出

肥料取締法

(昭和二十五年法律第二百二十七号)

(指定配合肥料の生産業者及びその輸入業者の届出)

第十六条の二 指定配合肥料の生産業者又はその輸入業者は、その事業を開始する二週間前までに、輸入業者及び第四条第一項第一号又は第二号の普通肥料の一種以上が原料として配合される指定配合肥料の生産業者にあつては農林水産大臣に、その他の生産業者にあつてはその生産する事業場の所在地を管轄する都道府県知事に、次に掲げる事項を届け出なければならない。

- 一 氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 肥料の名称
- 三 生産業者にあつては生産する事業場の名称及び所在地
- 四 保管する施設の所在地

2～3 （略）

様式第8号の3（日本工業規格A4）（第10条の3関係）

（イ）指定配合肥料生産業者（輸入業者）届出書

年 月 日

農林水産大臣（都道府県知事） 殿

住所

氏名（名称及び代表者の氏名） 印

下記により指定配合肥料を生産（輸入）したいので、肥料取締法第16条の2第1項（肥料取締法第16条の2第2項）の規定により届け出ます。

記

- 1 氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 2 肥料の名称
- 3 生産する事業場の名称及び所在地
- 4 保管する施設の所在地

備考

- 1 氏名又は代表者の氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 2 輸入肥料にあつては3を記載しなくてよい。

事項名：指定配合肥料の生産業者又は輸入業者の届出事項変更の届出
指定配合肥料の生産事業又は輸入事業の廃止の届出

肥料取締法

(昭和二十五年法律第二百二十七号)

(指定配合肥料の生産業者及びその輸入業者の届出)

第十六条の二 (略)

2 (略)

3 指定配合肥料の生産業者又はその輸入業者は、第一項の届出事項に変更を生じたときは、その日から二週間以内に、その旨を農林水産大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。その事業を廃止したときも、同様とする。

(ロ) 指定配合肥料生産業者（輸入業者）届出事項変更届出書

年 月 日

農林水産大臣（都道府県知事） 殿

住所

氏名（名称及び代表者の氏名） 印

さきに 年 月 日付けで肥料取締法第16条の2第1項（肥料取締法第16条の2第2項）の規定により届け出た事項に下記のとおり変更を生じたので、同条第3項の規定により届け出ます。

記

- 1 変更した年月日
- 2 変更した事項
- 3 変更した理由

備考 氏名又は代表者の氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

(ハ) 指定配合肥料生産（輸入）事業廃止届出書

年 月 日

農林水産大臣（都道府県知事） 殿

住所

氏名（名称及び代表者の氏名） 印

さきに 年 月 日付けで肥料取締法第16条の2第1項（肥料取締法第16条の2第2項）の規定により届け出た指定配合肥料の生産（輸入）事業を下記のとおり廃止したので、同条第3項の規定により届け出ます。

記

- 1 廃止した年月日
- 2 生産（輸入）していた指定配合肥料の名称

備考 氏名又は代表者の氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

事項名：登録検査機関の登録事項の変更の届出

農産物検査法

(昭和二十六年四月十日法律第百四十四号)

(登録検査機関の登録)

- 第十七条 登録検査機関の登録を受けようとする者は、農林水産省令で定める手続に従い、次に掲げる検査の区分により、農林水産大臣に登録の申請をしなければならない。
- 一 農産物の種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査
 - 二 農産物の成分についての検査
- 2 農林水産大臣は、前項の規定による登録の申請が次に掲げる要件のすべてに適合していると認められるとき（同項第一号の検査の区分に係る登録の申請にあつては、都道府県の区域ごとに第一号及び第二号に掲げる要件に適合している場合に限る。）は、農林水産省令で定めるところにより、その登録をしなければならない。
- 一 農産物検査を適確に行うために必要な知識及び技能を有する者として農林水産省令で定めるものが農産物検査を実施し、その数が農林水産省令で定める数以上であること。
 - 二 農林水産省令で定める機械器具その他の設備を用いて農産物検査を行うものであること。
 - 三 農産物検査の業務を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有する法人であること。
 - 四 農産物検査の業務の公正な実施を確保するため必要な体制が整備されていること。
- 3 次の各号のいずれかに該当する法人は、登録検査機関の登録を受けることができない。
- 一 その法人又はその業務を行う役員がこの法律又は主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることなくなつた日から一年を経過しないもの
 - 二 第二十四条第一項から第三項までの規定により登録を取り消され、その取消しの日から一年を経過しない法人
 - 三 第二十四条第一項から第三項までの規定による登録の取消しの日前三十日以内にその取消しに係る法人の業務を行う役員であつた者でその取消しの日から一年を経過しないものが業務を行う役員となつている法人
- 4 登録は、次に掲げる事項を登録台帳に記帳して行う。
- 一 登録年月日及び登録番号
 - 二 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - 三 登録検査機関が農産物検査を行う農産物の種類
 - 四 登録の区分
 - 五 登録検査機関が農産物検査を行う区域
 - 六 第二十八条の規定により業務の委託をし、又は委託を受ける場合にあつては、当該委託に係る契約の相手方である登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - 七 農産物検査を行う農産物検査員（第二項第一号に規定する者をいう。第二十条において同じ。）の氏名その他農林水産省令で定める事項
- 5 品位等検査に係る登録の申請に係る前項第五号の農産物検査を行う区域は、都道府県の区域を単位とするものでなければならない。
- 6 農林水産大臣は、第二項の登録をしたときは、遅滞なく、第四項に掲げる事項を公示しなければならない。
- 7 登録検査機関は、第四項第二号、第六号又は第七号に掲げる事項を変更したときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

- 8 登録検査機関は、農産物検査の業務の全部若しくは一部を休止し、又は廃止しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。
- 9 農林水産大臣は、前二項の届出があつたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

(都道府県が処理する事務)

第三十七条 この法律に規定する農林水産大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

農産物検査法施行令

(平成七年十月十八日政令第三百五十七号)

(都道府県が処理する事務)

第五条 法に規定する農林水産大臣の権限に属する事務のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める都道府県知事が行うこととする。ただし、第一号及び第十三号から第十六号までに掲げる事務(法の目的を達成するため特に必要があると認める場合におけるものに限る。)については、農林水産大臣が自ら行うことを妨げない。

- 一 (略)
- 二 法第十七条第一項の規定による申請の受理並びに同条第二項の規定による登録及び当該登録に係る同条第六項の規定による公示(いずれも地域登録検査機関に関するものに限る。)に関する事務 当該都道府県の知事
- 三 法第十七条第七項又は第八項の規定による届出の受理及び当該届出に係る同条第九項の規定による公示(いずれも地域登録検査機関に関するものに限る。)に関する事務 当該都道府県の知事
- 四 法第十八条第三項において準用する法第十七条第一項の規定による申請の受理並びに同条第二項の規定による更新及び当該更新に係る同条第六項の規定による公示(いずれも地域登録検査機関に関するものに限る。)に関する事務 当該都道府県の知事
- 五 法第十八条第四項の規定による公示(地域登録検査機関に関するものに限る。)に関する事務 当該都道府県の知事
- 六 法第十九条第二項の規定による申請の受理並びに同条第三項において準用する法第十七条第二項の規定による変更登録及び当該変更登録に係る同条第六項の規定による公示(いずれも地域登録検査機関に関するものに限る。)に関する事務 当該都道府県の知事
- 七~十七 (略)

農産物検査法施行規則

(昭和二十六年五月十九日農林省令第三十二号)

(登録台帳の記載事項)

第十七条 法第十七条第四項第七号(法第十八条第三項及び第十九条第三項において準用する場合を含む。)の農林水産省令で定める事項は、農産物検査員の住所及び当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類とする。

農林水産大臣 殿

住 所
 名 称
 代表者氏名

登録事項変更届出書

登録検査機関の登録事項に変更があったので、農産物検査法（昭和26年法律第144号。以下「法」という。）第17条第7項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

登録番号		登録年月日	
	変更年月日	変 更 前	変 更 後
法第17条第4 項第2号に関 すること			
法第17条第4 項第6号に関 すること			
法第17条第4 項第7号に関 すること			

事項名：登録検査機関の登録の更新

農産物検査法

（昭和二十六年四月十日法律第百四十四号）

（登録の更新）

第十八条 登録検査機関の登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前項の更新を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

3 前条第一項から第六項までの規定は、第一項の更新について準用する。

4 農林水産大臣は、第一項の規定により登録検査機関の登録が効力を失つたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

農産物検査法施行令

（平成七年十月十八日政令第三百五十七号）

（登録検査機関の登録の有効期間）

第三条 法第十八条第一項の政令で定める期間は、五年とする。

農産物検査法関係手数料令

（昭和五十九年五月十五日政令第百四十三号）

（登録検査機関の登録更新手数料）

第一条 農産物検査法（以下「法」という。）第十八条第二項の政令で定める額は、同条第三項において準用する法第十七条第一項各号に掲げる検査の区分について一万百円とする。

様式第1-2号
(第1面)

広域登録検査機関の登録更新申請書

収入印紙
(消印をし)
(ないこと)

年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
名 称
代表者氏名

農産物検査法の規定に基づき、登録検査機関の登録の更新を受けたいので申請します。

名 称			
	名 称	所 在 地	電話番号
主たる事務所			
従たる事務所			
登録の区分	品 位 等 検 査		成分検査
農産物の種類			
農産物検査法第17条第3項各号のいずれかに該当する事実の有無			
備 考			

(第2面の1) 国内産農産物に係る品位等検査を行おうとする者

1年間に行おうとする農産物検査の検査見込数量			
農産物検査を行おうとする区域	種 類	包装の有無	検査見込数量
農産物検査員			
氏 名	住 所	検査を行う農産物の種類	検査を行う区域
機械器具その他の設備の整備状況			
事務所又は検査場所等の名称	機械器具等の名称	数	所有又は賃借の別
農産物検査を行おうとする区域	事務所の名称		

(注) 農産物検査員が農産物検査を行う農産物が飼料用もみ又は飼料用玄米のみに限られる場合は、それぞれもみ(飼料用もみ)又は玄米(飼料用玄米)と記載する。

事項名：米穀出荷又は販売の事業の届出

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律

(平成六年十二月十四日法律第百十三号)

(米穀の出荷又は販売の事業の届出)

第四十七条 米穀の出荷又は販売の事業(その事業の規模が農林水産省令で定める規模未満であるものを除く。第五十九条において同じ。)を行おうとする者は、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、次に掲げる事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

- 一 商号、名称又は氏名及び住所
 - 二 法人である場合においては、その代表者の氏名
 - 三 主たる事務所の所在地
 - 四 その他農林水産省令で定める事項
- 2 前項の規定による届出をした者(以下「届出事業者」という。)は、同項各号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。
- 3 届出事業者は、当該届出に係る事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則

(平成七年三月二十七日農林水産省令第十七号)

(米穀の出荷又は販売の事業の届出)

第二十七条 法第四十七条第一項の農林水産省令で定める規模は、当該年度の米穀の出荷予定数量若しくは販売予定数量又は前年度の米穀の出荷数量若しくは販売数量のいずれか大きい数量が二十精米トンであることとする。

- 2 法第四十七条第一項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十号による届出書を地方農政局長に提出しなければならない。
- 3 法第四十七条第一項第四号の農林水産省令で定める事項は、同項の事業の開始予定時期及び同項の規定による届出時点における年間出荷予定数量又は年間販売予定数量とする。
- 4 第一項及び前項の出荷予定数量、販売予定数量、出荷数量及び販売数量には、自ら生産した米穀であって、法第四十七条第一項の規定による届出をした者に出荷し、又は販売するものの数量は含まないものとする。
- 5 (略)

米穀の出荷又は販売の事業の開始届出書

年 月 日

地方農政局長 殿

届出者 商号、名称

氏 名

（法人にあっては代表者の氏名）

住 所

電話番号（ ） -

米穀の出荷又は販売の事業を行いたいので、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第47条第1項の規定により、届け出ます。

主たる事務所の所在地	電話番号（ ） -
------------	-----------

事業開始予定時期	年 月
----------	-----

届出時点での年間の出荷又は販売予定数量	約 精米トン
---------------------	--------

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 主たる事務所については、法人にあっては、本社業務を行っている住所とする。
- 3 事業については、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則第27条第1項に規定する数量以上を取扱う事業をいう。
- 4 出荷又は販売予定数量については、「精米＝玄米×0.91」で換算する。

事項名：信用事業規程

農業協同組合法

(昭和二十二年十一月十九日法律第百三十二号)

(信用事業規程)

第十一条 組合が、第十条第一項第三号の事業を行おうとするときは、信用事業規程を定め、行政庁の承認を受けなければならない。

2 (略)

3 信用事業規程の変更(軽微な事項その他の主務省令で定める事項に係るものを除く。)又は廃止は、行政庁の承認を受けなければ、その効力を生じない。

4 (略)

事項名：漁業の免許

漁業法

（昭和二十四年十二月十五日法律第二百六十七号）

（漁業の免許）

第十条 漁業権の設定を受けようとする者は、都道府県知事に申請してその免許を受けなければならない。

（海区漁業調整委員会への諮問）

第十二条 第十条の免許の申請があつたときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見をきかなければならない。

〇〇漁業免許申請書

年 月 日

〇〇県知事殿

住 所

氏 名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) ㊞

年 月 日県告示第〇号によって公示された共(区、定)第〇号漁業権の
免許を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

事項名：都道府県知事の漁業の許可

漁業法

(昭和二十四年十二月十五日法律第二百六十七号)

(漁業調整に関する命令)

第六十五条 農林水産大臣又は都道府県知事は、漁業取締りその他漁業調整のため、特定の種類の水産動植物であつて農林水産省令若しくは規則で定めるものの採捕を目的として営む漁業若しくは特定の漁業の方法であつて農林水産省令若しくは規則で定めるものにより営む漁業（水産動植物の採捕に係るものに限る。）を禁止し、又はこれらの漁業について、農林水産省令若しくは規則で定めるところにより、農林水産大臣若しくは都道府県知事の許可を受けなければならないこととすることができる。

2 農林水産大臣又は都道府県知事は、漁業取締りその他漁業調整のため、次に掲げる事項に関して必要な農林水産省令又は規則を定めることができる。

一 水産動植物の採捕又は処理に関する制限又は禁止（前項の規定により漁業を営むことを禁止すること及び農林水産大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならないこととすることを除く。）

二 水産動植物若しくはその製品の販売又は所持に関する制限又は禁止

三 漁具又は漁船に関する制限又は禁止

四 漁業者の数又は資格に関する制限

3 前項の規定による農林水産省令又は規則には、必要な罰則を設けることができる。

4 前項の罰則に規定することができる罰は、農林水産省令にあつては二年以下の懲役、五十万円以下の罰金、拘留若しくは科料又はこれらの併科、規則にあつては六月以下の懲役、十万円以下の罰金、拘留若しくは科料又はこれらの併科とする。

6 農林水産大臣は、第一項及び第二項の農林水産省令を定めようとするときは、水産政策審議会の意見を聴かなければならない。

7 都道府県知事は、第一項及び第二項の規則を定めようとするときは、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

8 都道府県知事は、第一項及び第二項の規則を定めようとするときは、第八十四条第一項に規定する海面に係るものにあつては関係海区漁業調整委員会の意見を、内水面に係るものにあつては内水面漁場管理委員会の意見を聴かなければならない。

水産資源保護法

(昭和二十六年十二月十七日法律第三百十三号)

(水産動植物の採捕制限等に関する命令)

第四条 農林水産大臣又は都道府県知事は、水産資源の保護培養のために必要があると認めるときは、特定の種類の水産動植物であつて農林水産省令若しくは規則で定めるものの採捕を目的として営む漁業若しくは特定の漁業の方法であつて農林水産省令若しくは規則で定めるものにより営む漁業（水産動植物の採捕に係るものに限る。）を禁止し、又はこれらの漁業について、農林水産省令若しくは規則で定めるところにより、農林水産大臣若しくは都道府県知事の許可を受けなければならないこととすることができる。

2 農林水産大臣又は都道府県知事は、水産資源の保護培養のために必要があると認めるときは、次に掲げる事項に関して、農林水産省令又は規則を定めることができる。

- 一 水産動植物の採捕に関する制限又は禁止（前項の規定により漁業を営むことを禁止すること及び農林水産大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならないこととすることを除く。）
 - 二 水産動植物の販売又は所持に関する制限又は禁止
 - 三 漁具又は漁船に関する制限又は禁止
 - 四 水産動植物に有害な物の遺棄又は漏せつその他水産動植物に有害な水質の汚濁に関する制限又は禁止
 - 五 水産動植物の保護培養に必要な物の採取又は除去に関する制限又は禁止
 - 六 水産動植物の移植に関する制限又は禁止
- 3 前項の規定による農林水産省令又は規則には、必要な罰則を設けることができる。
 - 4 前項の罰則に規定することができる罰は、農林水産省令にあつては二年以下の懲役、五十万円以下の罰金、拘留若しくは科料又はこれらの併科、規則にあつては六月以下の懲役、十万円以下の罰金、拘留若しくは科料又はこれらの併科とする。
 - 6 農林水産大臣は、第一項及び第二項の農林水産省令を定めようとするときは、水産政策審議会の意見を聴かななければならない。
 - 7 都道府県知事は、第一項及び第二項の規則を定めようとするときは、農林水産大臣の認可を受けなければならない。
 - 8 都道府県知事は、第一項及び第二項の規則を定めようとするときは、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第八十四条第一項（海区漁業調整委員会の設置）に規定する海面に係るものにあつては、関係海区漁業調整委員会の意見を、同法第八条第三項（内水面の定義）に規定する内水面に係るものにあつては、内水面漁場管理委員会の意見を聴かななければならない。
 - 9 農林水産大臣は、第二項第四号又は第五号に掲げる事項に関する農林水産省令又は規則であつて、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）が適用され、若しくは準用される河川（以下「河川」という。）又は砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条（指定土地）の規定により国土交通大臣が指定した土地（以下「指定土地」という。）に係るものを定め又は認可しようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣に協議しなければならない。
 - 10 農林水産大臣は、第二項第四号に掲げる事項に関する農林水産省令又は規則を定め又は認可しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣に協議しなければならない。

〇〇漁業許可（起業認可）申請書

年 月 日

〇〇県知事殿

住 所

氏 名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）[㊞]

下記により〇〇漁業の許可（起業の認可）を受けたいので、申請します。

記

- 1 漁業種類
- 2 操業区域
- 3 漁獲物の種類
- 4 操業期間
- 5 操業根拠地
- 6 漁具の種類、規模及び数
- 7 使用する船舶
 - (1) 船名
 - (2) 漁船登録番号
 - (3) 船舶総トン数
 - (4) 推進機関の種類及び馬力数
- 8 火光を利用するものにあつては、電源の種類及び出力集魚燈の数及び光力
- 9 潜水器を利用するものにあつては、潜水器の種類、型式及び送気装置
- 10 魚群探知器の有無

様式第 5 号

許可番号第 号

○ ○ 漁 業 許 可 証

住 所
氏 名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

1 漁業種類

2 操業区域

3 操業期間

4 船 舶

(1) 船 名

(2) 漁船登録番号

(3) 総トン数

(4) 推進機関の種類及び馬力数

5 許可の有効期間

年 月 日から 年 月 日まで

6 制限又は条件

年 月 日

○○県知事

印

事項名：届出漁業の届出

特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令

（平成六年八月二十六日農林水産省令第五十四号）

（提出書類の経由機関）

第二条 この省令の規定により農林水産大臣に提出する書類は、当該書類の提出者の住所地（共同してする申請又は届出に係る書類については、代表者の住所地）を管轄する都道府県知事を経由して提出しなければならない。

（届出）

第十九条 別表第三の上欄に掲げる漁業を同表の下欄に掲げる海域において営もうとする者は、当該届出漁業の操業期間ごと及び船舶ごとに、当該操業期間の最初の日の一月前までに、農林水産大臣が定める様式による届出書に次に掲げる書類を添え、農林水産大臣に届け出なければならない。

一 船舶安全法に基づく船舶検査証書の写し

二 届出に係る船舶を使用する権利が所有権以外の場合には、当該権利を有することを証する書面

2～3 （略）

4 第一項の届出書の様式は、告示で定める。

2 沿岸まぐろはえ縄漁業に係る届出書

沿岸まぐろはえ縄漁業届出書

農林水産大臣 殿

年 月 日

以下のとおり沿岸まぐろはえ縄漁業に出漁しますので、特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令(平成6年農林水産省令第54号)第19条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて届け出ます。

1. 使用する船舶							3. 操業期間	4. 届出者印
(1)使用者(届出者)の住所	(2)使用者(届出者)の氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)	(3)漁船登録番号	(4)船名	(5)船舶総トン数	(6)推進機関の種類及び馬力数	2. 操業区域		

備考

- 1 用紙は、日本工業規格A4とすること。
- 2 操業期間は、1年以内とすること。

【都道府県担当書記職欄】

本届出書の「1. 使用する船舶」欄の記載事項については、漁船原簿の記載内容と相違ないことを確認しました。

平成 年 月 日

確認者：職・氏名 (印)

3 小型するめいか釣り漁業に係る届出書

小型するめいか釣り漁業届出書

年 月 日

農林水産大臣 殿

以下のとおり小型するめいか釣り漁業に出漁しますので、特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令（平成6年農林水産省令第54号）第19条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて届け出ます。

1. 使用する船舶		2. 操業区域	3. 操業期間	4. 漁業根拠地	5. 漁獲物等陸揚 港	6. 届出者印
(1)使用者(届出者) の住所	(2)使用者(届出者) の氏名(法人にあつ ては、その名称及び 代表者の氏名)					

備考

- 1 用紙は、日本工業規格A4とすること。
- 2 漁業根拠地とは、当該船舶による小型するめいか釣り漁業の操業を管理する事務所の所在地を言い、漁業根拠地が2以上ある場合には、主たるものに「(主)」を冠すること。

本届出書の「1. 使用する船舶」欄の記載事項については、漁船原簿の記載内容と相違ないことを確認しました。

平成 年 月 日

確認者：職・氏名

(印)

暫定措置水域沿岸漁業等届出書

年 月 日

農林水産大臣 殿

以下のとおり暫定措置水域沿岸漁業等に出漁しますので、特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令（平成6年農林水産省令第54号）第19条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて届け出ます。

1. 使用する船舶	2. 操業区域			3. 漁法							4. 操業期間	5. 届出者印								
	(1) 使用者(届出者)の 住所	(2) 使用者(届出者)の 氏名(法人にあって は、その名称及び代 表者の氏名)	(3) 漁船登録 番号	(4) 船名	(5) 船舶 総トン数	イ 日韓北 部暫定 水域	ロ 日韓南 部暫定 水域	ハ 日中暫 定措置 水域	ニ 日中 間水域	ひき 縄			一本 釣り	たも すく い網	小型 いか 釣り	しい ら漬 け	かご かこ	固定 式刺 し網	はえ 縄	その他

備考

- 用紙は、日本工業規格A4とすること。
- 操業区域の欄は、特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令第19条第1項第9号イに掲げる海域において操業する場合はイに、同イに掲げる海域において操業する場合はロに、同ロに掲げる海域において操業する場合はハに、同ハに掲げる海域において操業する場合はニに「O」を記入すること。
- 漁法の欄は、操業するものに「O」を記入すること(小型いか釣りによる漁法にあっては、小型いか釣りによるものを除く)。なお、その他に該当するものについては、欄内に具体的な漁法名を記入すること。

【都道府県担当書記職欄】

本届出書の「1. 使用する船舶」欄の記載事項については、漁船原簿の記載内容と相違ないことを確認しました。

平成 年 月 日

確認者: 職・氏名

⑥

事項名：外国人の漁業等の許可

排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律

(平成八年六月十四日法律第七十六号)

(漁業等の許可)

第五条 外国人は、排他的経済水域（禁止海域を除く。次条第一項及び第二項、第八条並びに第九条において同じ。）においては、農林水産省令で定めるところにより、漁業又は水産動植物の採捕に係る船舶ごとに、農林水産大臣の許可を受けなければ、漁業又は水産動植物の採捕を行ってはならない。ただし、次の各号の一に該当するときは、この限りでない。

- 一 その水産動植物の採捕が前条第1項ただし書の農林水産省令で定める軽易なものであるとき。
 - 二 その水産動植物の採捕が第8条の承認を受けて行われるものであるとき。
 - 三 その漁業等付随行為が第9条の承認を受けて行われるものであるとき。
- 2 農林水産大臣は、前項の許可をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、その外国人に許可証を交付する。

排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行規則

(平成八年七月十五日農林水産省令第三十三号)

(許可の申請)

第二条 法第五条第一項の許可を受けようとする外国人は、漁業又は水産動植物の採捕（漁業に該当するものを除き、漁業等付随行為を含む。以下同じ。）に係る船舶に関し、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

- 一 許可を申請する外国人の属する外国、氏名又は名称及び住所又は所在地
- 二 申請に係る船舶の名称、船体に標示されている番号、種類、規模、最大速力、乗組員数、根拠地及び船長の氏名
- 三 申請に係る漁業又は水産動植物の採捕の方法、対象とする水産動植物の種類及び漁獲予定量、操業予定海域並びに操業予定期間
- 四 その他農林水産大臣が別に定める事項

2 農林水産大臣は、前項の申請書のほか、許可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることができる。

(許可証の様式)

第三条 法第五条第二項の規定により交付する許可証の様式は、農林水産大臣が別に定めて告示するものとする。

排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行規則に基づきロシア連邦国民に交付する許可証の様式を定める件

排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行規則（平成八年農林水産省令第三十三号）第三条の規定に基づき、排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（平成八年法律第七十六号）第五条第二項の規定によりロシア連邦国民（ロシア連邦、その公共団体若しくはこれに準ずるもの又はその国の法令に基づいて設立された法人その他の団体を含む。）に交付する許可証の様式を次のように定め、同法の施行の日（平成八年七月二十日）から施行する。なお、昭和五十二年八月十六日農林省告示第八百二十九号（漁業水域に関する暫定措置法施行規則に基づきソヴィエト社会主義共和国連邦国民に交付する許可証の様式を定める件）は、平成八年七月十九日限り、廃止する。

排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行規則の規定に基づく大韓民国国民に交付する許可証の様式を定める件

排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行規則（平成八年農林水産省令第三十三号）第三条の規定に基づき、排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（平成八年法律第七十六号）第五条第二項の規定により大韓民国国民（大韓民国、その公共団体若しくはこれに準ずるもの又はその国の法令に基づいて設立された法人その他の団体を含む。）に交付する許可証の様式を次のように定め、漁業に関する日本国と大韓民国との間の協定の効力発生の日〔平成一一年一月二二日〕から施行する。

排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行規則に基づき中華人民共和国国民に交付する許可証の様式を定める件

排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行規則（平成八年農林水産省令第三十三号）第三条の規定に基づき、排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（平成八年法律第七十六号）第五条第二項の規定により中華人民共和国国民（中華人民共和国、その公共団体若しくはこれに準ずるもの又はその国の法令に基づいて設立された法人その他の団体を含む。）に交付する許可証の様式を次のように定める。

事項名：指定養殖業の許可（内水面漁業の振興に関する法律）

内水面漁業の振興に関する法律

（平成二十六年法律第百三号）

（指定養殖業の許可）

第二十六条 漁業法の規定が適用される水面以外の水面で営まれる養殖業であつて政令で定めるもの（以下「指定養殖業」という。）を営もうとする者は、養殖場ごとに、農林水産大臣の許可を受けなければならない。

（略）

6 農林水産大臣は、第一項の許可をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、その者に対し許可証を交付する。

（提出書類の経由機関）

第三十二条 この節の規定又は当該規定に基づく命令の規定により農林水産大臣に提出する申請書その他の書類は、農林水産省令で定める手続に従い、都道府県知事を経由して提出しなければならない。

内水面漁業の振興に関する法律施行規則

（内水面漁業の振興に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成27年農林水産省令第54号））

（許可の申請）

第二条 指定養殖業について法第二十六条第一項の許可（第八条及び第十四条を除き、以下「許可」という。）を受けようとする者は、養殖場ごとに、別記様式第一号による申請書に次に掲げる書類を添え、農林水産大臣に提出しなければならない。

一 養殖場の登記事項証明書

二 申請に係る養殖場を使用する権利が所有権以外の場合には、当該権利を有することを証する書面

三 申請者が法人である場合には定款、登記事項証明書（目的、名称、事務所（二以上ある場合には、主たる事務所）及び当該法人を代表すべき者の氏名に係る事項を証明した登記事項証明書とする。）並びに最近の貸借対照表及び財産目録、法人以外の者である場合には最近の財産状態を明らかにする書類

四 二人以上が共同して申請する場合には、当該養殖場に関する各共同者の権利義務の関係を記載した書面

五 申請が法第三十条において準用する漁業法第五十九条（第四号を除く。）の規定によってする許可に係るものである場合には、これらの規定のいずれかに該当することを証する書類

2 農林水産大臣は、前項に掲げる書類のほか、許可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることができる。

（略）

（許可証の様式）

第三条 法第二十六条第六項の規定により交付する許可証の様式は、別記様式第二号による。

(提出書類の経由機関)

第二十条 法第三十二条の規定により都道府県知事を経由して農林水産大臣に提出しなければならない申請書その他の書類は、当該書類に係る養殖場の所在地を管轄する都道府県知事を経由して提出しなければならない。

2 前項の規定により、第二条第一項、第八条第一項、第九条若しくは第十条の規定による申請書、第十五条第一項若しくは第三項若しくは第十六条第二項の届出書又は第十八条の実績報告書が都道府県知事に受理されたときは、その受理されたときに農林水産大臣にこれらの書類の届出があったものとみなす。

うなぎ養殖業の許可申請書

年 月 日

農林水産大臣 殿

申請者 住所
氏名 法人にあつては、名称
及び代表者の氏名
電話番号（ ）

印

下記によりうなぎ養殖業の許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 うなぎ（※）の池入割当量

※ 国内未飼育うなぎ（国内で一度も飼育されていないうなぎ）に限る。

にほんうなぎ	その他の種のうなぎ
kg	kg

2 使用する養殖場

- (1) 名称
- (2) 所在地
- (3) 養殖池の総面積（㎡）

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。
- 2 うなぎの池入割当量は、にほんうなぎのうち海外で飼育されたことのあるもの及びその他の種のうなぎについては、一尾を 0.2g として換算し、kg 単位で小数点第 4 位を四捨五入した数量を記入するものとする。
- 3 養殖池の総面積は、㎡単位で小数点第 1 位を四捨五入した数値を記入するものとする。